



災害危険区域かさ上げ道路

須藤 功

問 津波からの防御を目的にしたかさ上げ道路は、被災した住民が安心して住むための大切な政策である。条例制定前の昨年11月に市民からご意見を聞かせていただくパブリックコメントを実施した。パブリックコメントとは市の政策過程において議会承認前の案の段階で公表し、市民の皆さんから広く意見を求め、その寄せられた意見に対し市の考えを明らかにしていくものである。

市長 昨年12月この条例は議会で承認されている。しかし、その後、地域住民から見直しを求められていると聞いた。どういう状況になっているのか伺う。

市長 寺島町内会より道路計画の一部を見直ししてほしいとの要望を受け、検討することになっています。現在、復興庁及び宮城県などの関係機関や当該町内会と検討を重ねています。

問 見直しはいつから話があったのか。

建設部長 第1回目に会合を開いたのが平成25年2月です。

計画の見直し異例では

問 一度確定した危険区域に伴う道路計画を見直すということは異例ではないか。議会に示されたものであれば、変更することは異例ではないか。

市長 道路などの計画については基本計画から詳細設計を実施する時点で、道路構造令など関係法令との整合あるいは関係機関との協議調整、また地域住民の皆さんのご理解とご協力が当然必要になります。見直しが行われるのはよくあり得ることと思います。

問 今後、地域住民から見直しの意見が出た場合は、変更される対応をすると考えてよいのか。

市長 ケース・バイ・ケースです。災害危険区域についてはかさ上げ道路等の法線等により決定されるので、整備前においては見直しが可能の場合について、見直しに従い適切な手続を踏みたいと思います。



桐生市議会で調査する委員

運営委員会
議員会

先進議会調査報告

議員の倫理について調査

群馬県桐生市「8月6日」

▼議員政治倫理条例

桐生市議会では、議会内で問題とされていた議員による情報発信の在り方など、議員のモラルに関わるさまざまな問題を抜本的に解決するため、平成23年11月に「議員政治倫理条例」を制定した。制定後、一部議員のツイッターでの発言について9団体6事業所から当該議員の辞職を求める要望書の提出や700件を超える苦情、抗議を受け、これが発端となり懲罰（除名）を可決している。

あるほか、市職員への恫喝及び公正な職務を妨げる行為等について議論を行っている。これらの問題点を防止するため、議員政治倫理条例を制定する必要がある。

栃木県大田原市「8月7日」

▼議員倫理条例、政務活動費

大田原市議会では、議員は人格と倫理の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行うため「議員倫理条例」を制定した。これにより、倫理基準違反があれば「会議等への出席自粛」「議会役職の辞退」「議員辞職等の勧告」「その他必要な措置」をとることとなる。

議員は、疑惑や事実に基づかない情報発信等が議会基本条例に反していると指摘されたら、自ら疑惑を解明し、責任を明らかにする必要があるが、指摘されても謝罪や発言取り消し等の対応を誠実に行わなければ、再発防止の観点から大田原市のような議員倫理条例が必要と考える。

政務活動費については、不正使用等が発生した場合は、問責決議等の対応を行うほか、今後の在り方を検討する必要がある。